

【 特養 利用料金 】 H27.8～

	単位数/日	多床室	従来型個室	
基本料	要介護1	547単位		
	要介護2	614単位		
	要介護3	682単位		
	要介護4	749単位		
	要介護5	814単位		
加算	初期加算	30単位		
	入院・外泊時加算	246単位		
	栄養マネジメント加算	14単位		
	経口移行加算	28単位		
	療養食加算	23単位		
	看護師体制加算Ⅰ	4単位		
	看護師体制加算Ⅱ	8単位		
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位		
	夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位		
	個別機能訓練加算	12単位		
	看取り介護加算	死亡日	1,280単位	
		死亡日前日・前々日	680単位	
		死亡日以前 4日～30日前	144単位	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	月合計加算単位数×2.5%			
保険対象外 料金	食事	別表1参照		
	居住費	別表1参照		
	特別な食事	要した費用を実費		
	日常生活に要する費用で本人に負担していただく事が適当であるもの	お菓子・衣類購入代金	実費	
		レクリエーション・クラブ活動費用	実費	
		日常生活品	実費	
	金銭管理費	2,000円/月		
理美容費	カット	1,500円		

※ 富士宮市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に 10.14円 を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は、料金の1割又は2割(介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準ずる)です。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約の負担額を変更します。

【 別表1 】

区分	対象者	居住費(滞在費)		食費
第一段階	生活保護を受給されている方。 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	従来型個室	320円/日	300円/日
		多床室	0円/日	
第二段階	世帯全員が市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、及び非課税年金(遺族年金、障害者年金)の合計が80万円以下の方	従来型個室	420円/日	390円/日
		多床室	370円/日	
第三段階	世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない方。	従来型個室	820円/日	650円/日
		多床室	370円/日	
第四段階	上記以外の方	従来型個室	1,150円/日	1,380円/日
		多床室	840円/日	